

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和〇〇年△△月××日

大阪府知事
 大阪市長
 堺市長
 東大阪市長
 高槻市長
 豊中市長
 枚方市長
 八尾市長
 寝屋川市長
 吹田市長

申請書を提出する各所轄官庁の長を記載してください。

殿

申請者(〒 540-0012)

住所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

株式会社 大手前産業
代表取締役 大手 一郎

(※ 法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

- ・申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている本店住所・名称を記載してください。
- ・申請者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。

号 06-6941-0351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名等を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品

事業の区分:積替え・保管を含まない

1. 廃プラスチック類
2. ゴムくず
3. 金属くず
4. ガラスくず
5. がれき類

許可を取得したい産業廃棄物の種類をすべて記載してください。

- ・取得したい許可の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無について○をしてください。
- ・「除く」を「含む」に変えるには、変更許可申請が必要です。

石綿含有産業廃棄物を 含む 除く』
 水銀使用製品産業廃棄物を 含む 除く』
 水銀含有ばいじん等を 含む 除く』

以上 5 種類

事務所及び事業場の所在地

事務所

大阪市中央区大手前2丁目1番7号

電話番号 06-6941-0351

事業場

吹田市古江台4丁目5番6号

電話番号 06-6834-0000

実際に事業を行っている場所・連絡先を記載してください。

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第六号の二(第九条の二関係)(第2面)のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

※ 事 務 処 理 欄

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

| | | | |
|---|--|--------------|-------------------------------------|
| 発行済株式の総数 | 2000株 | 出資の額 | 1億円 |
| (ふりがな) 氏名又は名 | ・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 | | 本籍 住所 |
| おおて いちろう 大手 一郎 | S20.10.15 | 1000株 50% | 北海道札幌市北区新川1丁目△番○ 大阪市中央区谷町3丁目○番×号 |
| おおて はなこ 大手 花子 | S26.3.25 | 300株 15% | 北海道札幌市北区新川1丁目△番 大阪市中央区谷町3丁目○番×号 |
| おおて たろう 大手 太郎 | 株主が法人である場合は、代表取締役の氏名も記載してください。代表取締役が複数いる場合は、「他○名」とその人数も記載してください。 | | 北海道札幌市北区新川1丁目△番○ 大阪市中央区谷町3丁目○番×号 |
| なんば りゅういち 難波 隆一 | | 5% | 埼玉県さいたま市五関2丁目□番 大阪市住吉区长居1丁目△番○号 |
| かぶしがいしゃ たにまちさんぎょう 株式会社 谷町産業 代表取締役 難波 花 他1名 | | 400株 20% | 大阪市中央区谷町2丁目×番□号 |
| ※ 株式割合の総計が95%に満たない場合、残りの株主数をお伺いする場合があります。 | | | |

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

| | | |
|------------------|----------|---|
| (ふりがな) 氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| | 役職名・呼称 | 住所 |
| おおて たろう 大手 太郎 | S45.9.10 | 北海道札幌市北区新川1丁目△番○ 大阪市中央区谷町3丁目○番×号 |
| おおさか とおる 大阪 徹 | S30.8.6 | 沖縄県那覇市久米1丁目○番 大阪工場長 大阪市東成区今里3丁目□番△号 |

備考

- ※欄は記入しないこと
 - 「法定代理人」の欄が記載することとし、記載しなさいこと。
 - 「役員」の欄に記載する談役、顧問その他いかかこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を旨。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。
- ・本支店又は本支店以外で廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者(政令で定める使用人)を記載してください。
 ・必ず本名にふりがなを付けて記載してください。
 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。
 ※ 政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。

※手数料欄

この場所には何も貼付しないでください。
 なお、大阪府証紙は平成30年10月に廃止されました。